平成２７年（フ）第９１５号
神戸市北区鈴蘭台南町５丁目３番39号　リファインド南町101号
債務者　伊賀　恵理（旧姓飯笹）
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９６２号
神戸市長田区寺池町１丁目13番11号　ザ・ライフ寺池北402号
債務者　谷口さと子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４０号
岡山県総社市駅前２丁目17番10号　ベルデコート206号室
債務者　池本　明弘
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第３３７号
沖縄県浦添市当山１丁目３番６－402号　丸高アパート
債務者　平良　光正
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３６０号
沖縄県中頭郡西原町字小那覇635番地の５（コーポたまなは205号）
債務者　今泉　　晃
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２０４３号
札幌市手稲区曙３条３丁目14番29号　エクセレント曙202号
債務者　藤井　麻衣（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３３号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目95番地の７
債務者　浅見ロメルダこと　アサミ　ロメルダ　バウティスタ
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５３３号
埼玉県狭山市柏原2436番地の９　フレグランス久保田202、前住所埼玉県飯能市大字原市場1067番地10
債務者　木村　健一
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第８２号
新潟県燕市燕160番地１
債務者　澁木　麻衣
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１８７４号
名古屋市中川区新家１丁目1102番地　宮田荘11棟804号
債務者　中村　眞也
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６０号
群馬県館林市富士原町1166番地の２
債務者　堀口　正己
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第７８号
新潟県糸魚川市大町１丁目６番33号
債務者　谷　　英輔
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第２５９号
愛知県一宮市浅井町河端字流43番地１　ことぶき浅井苑23号
債務者　梶浦　保一
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２６０号
愛知県一宮市浅井町河端字流43番地１　ことぶき浅井苑23号
債務者　梶浦　由美
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３２５号
愛知県犬山市上坂町４丁目１番地　アンシャンテ102
債務者　樋渡　宏明
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部